**立入検査における主な指摘事項　　　　（R７.４.25改定）**

　大阪府がこれまで実施してきた公益法人への立入検査において指摘した事項について、　　主なものを掲載しますので、今後の法人運営に当たって御留意いただき、適切に取り扱ってください。

**（※なお、下記指摘事項については、令和７年４月１日施行の認定法改正前に実施された立入検査における指摘内容となります。）**

**【凡例】**

　　○　認定法　…　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年　法律第49号）

　　○　認定法施行規則　…　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）

　　○　一般法人法　…　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律　第48号）

　　○　一般法人法施行規則　…　一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律施行　規則（平成19年法務省令第28号）

【運営面】

**１．　理事会、社員総会、評議員会の議事録に法定事項が記載されていない**

　　　例えば、社員総会又は評議員会の議事録には、出席した理事、監事又は会計監査人の氏名や名称を記載しなければならないのですが、このような法定記載事項を記載していない場合が散見されています（※末尾の議事録記載事項（社団・財団別をご確認ください。）。

　　　議事録に記載すべき事項を記録しなかった場合、過料の対象とされていますので　御留意ください。

**【根拠規定】**

　　　○　理事会の議事録に係るもの

　　　　・　一般法人法第95条第３項、第197条、第342条第７号

・　一般法人法施行規則第15条第３項・第４項、第62条

○　社員総会の議事録に係るもの

　　　　・　一般法人法第57条第１項、第342条第７号

・　一般法人法施行規則第11条第３項・第４項

　　　○　評議員会の議事録に係るもの

　　　　・　一般法人法第193条第１項、第342条第７号

・　一般法人法施行規則第60条第３項・第４項

**２．　代表理事及び業務執行理事の自己の職務の執行状況を業務執行理事や法人事務局等が代わりに理事会に報告している**

　　　理事会の任務は、法人の業務執行の決定と理事に対する職務執行の監督です。

理事会の構成員である各理事が適正な決定・監督の判断をするためは、適切な情報の収集が不可欠です。

そこで、各理事にこうした情報を提供するため、代表理事及び業務執行理事には、３カ月に１回以上（定款で毎事業年度に４カ月を超える間隔で２回以上その報告をしなければならない旨を定めている場合は当該定款で定める回数）、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務が課せられています。代表理事及び業務執行理事の自己の職務の執行状況の報告は、代表理事、業務執行理事各々が自ら報告してください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第90条第２項第１号・第２号、第91条第２項、第197条

**３．　計算書類等の法令で定められた書類が、法人の事務所に適切に備え置かれておらず、閲覧できる状態になっていない**

　　　公益法人は、認定法等で定められた書類（※）を法人の事務所に備え置かなければなりません。備え置かなかった場合、罰金や過料の対象とされていますので、御留意ください。

　　　なお、認定法等で定められた書類については、誰でも閲覧の請求をすることが可能であり、公益法人は正当な理由がない限り、この閲覧の請求を拒むことはできません。

**※　認定法等で定められている備置き書類及び根拠法令**

　認定法改正（令和７年４月１日～施行）前後共通

　　　　・　事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み

（認定法第21条第１項）

　　　　・　財産目録、役員等名簿、役員報酬等支給基準、キャッシュフロー計算書　　　（会計監査人設置法人のみ）（認定法第21条第２項）

　　　　・　社員名簿（一般法人法第32条）

　　　　・　貸借対照表、損益計算書、事業報告及びこれらの附属明細書、監査報告・　　　会計監査報告（一般法人法第129条、第199条）

　　　　・　定款（一般法人法第14条、第156条）

認定法改正前（旧認定法）

　≪令和７年３月３１日以前に開始した事業年度に係る事業報告≫

　　　　・　特定費用準備資金、資産取得資金、５・６号財産（＝寄附その他これに　　　　類する行為によって受け入れた財産）に関する書類

（**旧**認定法施行規則第18条第３項第５号、第22条第４項・第５項・第６項）

・　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類（改訂前の定期提出書類における「別紙１」）

（**旧**認定法第21条第２項第４号、**旧**認定法施行規則第28条第１項第２号）

認定法改正後（新認定法）

　　≪令和７年４月１日以降に提出する事業計画≫

　　　　・　当該事業年度開始の日における公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類（認定法第21条１項、認定法施行規則第45条第４号）

≪令和７年４月１日以降に提出する事業報告≫

・　運営組織に関する重要な事項について記載した書類（事業報告・別紙１）（添付資料：事業・組織体系図）

（認定法第21条第２項第４号、認定法施行規則第46条第１項第２号）

　　　　・　事業活動に関する重要な事項について記載した書類

（認定法第21条第２項第４号、認定法施行規則第46条第１項第３号）

・　特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）

（認定法施行規則第31条第３項第５号、第46条第１項第９号）

・　資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）

（認定法施行規則第31条第３項第５号、第36条第４項、第46条第１項第10号）

・　指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）

（認定法施行規則第36条第５項、第46条第１項第11号）

≪令和７年４月１日以降に開始する事業年度に係る事業報告≫

　　　　・　中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）（認定法施行規則第46条第１項第４号）

　　　　・　公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）（認定法施行規則第46条第１項第５号）

　　　　・　使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）

（認定法施行規則第46条第１項第６号）

　　　　・　公益充実資金に関する取崩方法についての定め等を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）

（認定法施行規則第46条第１項第７号、第23条第１項第２号）

　　　　・　公益目的事業継続予備財産に関する限度額、その算定根拠、保有する理由を記載した書類（計算書類等に記載がない場合、該当がある場合）

（認定法施行規則第46条第１項第８号、第37条第１項第２号）

**４．　理事が理事会に出席していない**

　　　全ての理事で組織される理事会の構成員として、理事は理事会に出席し、理事会の職務である法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、及び代表理事の選定・解職等において、その職責を果たさなければなりません。

　　　善管注意義務、忠実義務は個々の理事に課されており、義務違反の場合には損害賠償責任を負う可能性がありますので御留意ください。

**【根拠規定】**

・　 一般法人法第64条、第83条、第90条、第111条、第117条、第172条第１項、第197条、第198条

・　 民法第644条

**５．　監事が理事会に出席していない**

　　　監事は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければなりません。（理事と同様、監事にも招集通知を発出しなければなりません。）

　　　監事は理事の職務の執行を監査するという重要な役割を担っており、この任務を怠ったと認められる場合には、善管注意義務違反を問われる可能性がありますので御留意ください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第64条、第94条、第101条第１項、第172条第１項、第197条

・　 民法第644条

**６．　監事が社員総会・評議員会に出席していない**

　　監事は、社員総会・評議員会において、社員・評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。

　　　また、監事は独任制の機関と解されており、個々の監事が、正当な理由なく、この説明義務を果たすことができなかったと認められる場合には、善管注意義務違反を問われる可能性がありますので御留意ください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第53条、第64条、第172条第１項、第190条

・　民法第644条

**７．　決算理事会と社員総会・評議員会との間が中14日間以上空いていない**

　　　理事会を設置している法人は、事業報告及び計算書類等を承認するための理事会の開催日と社員総会・評議員会との間を中14日間以上空ける必要があります。

　　　この14日間は、社員総会・評議員会の審議のため、社員・評議員が事業報告及び　　　計算書類等の内容を事前に確認するための期間ですので、御留意ください。

　　　また、事業報告及び計算書類等は、社員総会・評議員会開催の２週間前から５年間、法人の主たる事務所に備え置かなければなりません。

　　　備え置かなかった場合、過料の対象とされていますので御留意ください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第129条第１項、第199条、第342条第８号

**８．　招集通知発出日と理事会・社員総会・評議員会との間が中７日間以上空いていない**

　　　理事会・社員総会・評議員会の招集にあたっては理事会・社員総会・評議員会の日の１週間（理事会及び評議員会において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあたっては、その期間）前までに召集の通知を発しなければなりませんので、通知を発する日と理事会・社員総会・評議員会の間を中７日間（理事会及び評議員会において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあたっては、その期間）以上空ける必要がありますので、御留意ください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第39条第１項、第94条第１項、第182条第１項、第197条

**９．　貸借対照表を公告していない**

　　　法人は、定時社員総会又は定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を定款で定める方法により公告しなければなりません。

この公告を怠った場合、過料の対象とされていますので御留意ください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第128条、第199条、第331条、第342条第２号

　　　・　一般法人法施行規則第88条第１項

**10．　決議の省略を行った理事会において、監事の異議がないことを確認していない（もしくは決議の省略を提案した理事自身が、同意の意思表示を行っていない）**

　　　理事会を決議の省略による方法で行う場合、提案事項につき監事全員の異議がないことを書面等により確認しなければなりません。

　　　また、理事会・社員総会・評議員会を決議の省略による方法で行う場合は提案事項について、理事・社員・評議員全員が書面等により同意の意思表示を行う必要があります。同意の意思表示を行っていな場合は決議が無効となりますので、決議の省略を行う際は、理事・社員・評議員全員から書面等で同意の意思表示を得るようにしてください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第58条第１項、第96条、第197条、第194条第１項

**11．　行政庁に提出する定期提出書類が期限内に提出されていない**

　　　公益法人は、毎事業年度の経過後３カ月以内に事業報告等を、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書等を行政庁に提出しなければなりません。

　　　提出を怠った場合、過料の対象とされていますので御留意ください。

**【根拠規定】**

　　　・　認定法第21条第１項、第22条第１項、第66条第２項

　　　・　認定法施行規則第56条、第57条（※**旧**認定法施行規則第37条、第38条）

【会計面】

**１．　経費の配賦基準を定めていない**

　　　各会計区分に関連する費用額については、どのような配賦基準・配賦割合によって配賦したかについて説明責任を果たす必要があります。積算根拠となる資料の整備を検討してください。

**【根拠規定】**

・　認定法第15条

　　　・　認定法施行規則第32条（※**旧**認定法施行規則第19条）

**２．　退職給付引当金・賞与引当金の計上額が誤っている**

退職金・賞与を退職金給付規程・職員給与規程等で支給することになっている場合は、規程に基づいた適正な金額を算定し、引当金として財務諸表に計上することが必要ですので、適切に取り扱ってください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第119条、第120条第１項、第199条

**３．　現金・通帳及びインターネットバンキングの管理が不適切**

　　　通帳、印鑑及び現金の管理やインターネットバンキング・キャッシュカード・クレジットカードの出金作業を会計担当者一人で行うことなく、財産管理に役員が適切に関与するなど、法人の実情に応じた改善策を講じてください。

**【根拠規定】**

・　認定法第５条第２号

　　　・　公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）第３章第１（２）イ（ⅰ）（※**旧**公益認定等ガイドラインⅠ－２）

**４．　正味財産増減計算書内訳表の各会計区分における正味財産期末残高等が、貸借対照表内訳表の各会計区分の正味財産合計等と整合していない（あるいは、財務諸表に記載されていない簿外資産がある　等）**

　　　財務諸表は資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明瞭に表示するものでなければなりませんので、正確な会計帳簿を作成してください。

**【根拠規定】**

　　　・　一般法人法第120条第１項

**１．社団の場合の議事録記載事項**

**理事会　法定記載事項**【法人法95Ⅲ、法人規則15Ⅲ】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 開催日時及び場所 |
|  | 理事会の議事の経過の要領及びその結果　⇒　次の事項について、決議又は報告されているか |
|  | ・ 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認  　　　【認定規則37、社員総会で承認している場合を除く】 |
|  | ・ 事業報告書、計算書類及びこれらの附属明細書の承認 【法人法124Ⅲ】 |
|  | ・ 社員総会の招集決議　【法人法38Ⅱ】 |
|  | ・ 代表理事、業務執行理事の自己の業務執行報告  　（三箇月に一回以上（定款で四箇月を超える間隔で二回以上と定めた場合を除く））  　【法人法91Ⅱ】 |
|  | 議長が存するときは、議長の氏名 |
|  | ※その他、法定記載事項に該当するものがある場合、記載されているか。  「決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名」  「定款で議事録署名人を代表理事とする旨の定めがあるときは代表理事以外の理事であって理事会に出席したものの氏名」　など |

※決議の省略の場合　【法人規則15Ⅳⅰイ】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 |
|  | 上記事項を提案した理事の氏名 |
|  | 理事会の決議があったものとみなされた日 |
|  | 議事録作成にかかる職務を行った理事の氏名 |
| （その他確認） | |
|  | 理事全員の同意書が揃っているか |
|  | 監事全員の異議ない旨の書類が揃っているか |

**社員総会 法定記載事項　【**法人法57、法人規則11Ⅲ】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 開催日時及び場所 |
|  | 議事の経過の要領及びその結果　⇒　次の事項について、決議されているか |
|  | ・ 事業報告書、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の承認 【法人法126Ⅱ】　※附属明細書は含まない |
|  | ・ 理事の選任（候補者一人ずつ決議が行われているか）【法人法63Ⅰ】 |
|  | ・ 監事の選任 【法人法63Ⅰ】 |
|  | 社員総会に出席した理事、監事、会計監査人の氏名 |
|  | 議長が存するときは、議長の氏名 |
|  | 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |

**２．財団の場合の議事録記載事項**

**理事会　法定記載事項**【法人法95Ⅲ、197、法人規則15Ⅲ、62】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 開催日時及び場所 |
|  | 理事会の議事の経過の要領及びその結果　⇒　次の事項について、決議又は報告されているか |
|  | ・ 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認  　　　【認定規則37、評議員会で承認している場合を除く】 |
|  | ・ 事業報告書、計算書類及びこれらの附属明細書の承認 【法人法124Ⅲ】 |
|  | ・ 評議員会の招集決議　【法人法181】 |
|  | ・ 代表理事、業務執行理事の自己の業務執行報告  　（三箇月に一回以上（定款で四箇月を超える間隔で二回以上と定めた場合を除く））  　【法人法91Ⅱ】 |
|  | 議長が存するときは、議長の氏名 |
|  | ※その他、法定記載事項に該当するものがある場合、記載されているか。  「決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名」  「定款で議事録署名人を代表理事とする旨の定めがあるときは代表理事以外の理事であって理事会に出席したものの氏名」　など |

※決議の省略の場合　【法人規則15Ⅳⅰイ、62】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 |
|  | 上記事項を提案した理事の氏名 |
|  | 理事会の決議があったものとみなされた日 |
|  | 議事録作成にかかる職務を行った理事の氏名 |
| （その他確認） | |
|  | 理事全員の同意書が揃っているか |
|  | 監事全員の異議ない旨の書類が揃っているか |

**評議員会 法定記載事項　【**法人法193、法人規則60Ⅲ】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 開催日時及び場所 |
|  | 議事の経過の要領及びその結果　⇒　次の事項について、決議されているか |
|  | ・ 事業報告書、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の承認 【法人法126Ⅱ】　※附属明細書は含まない |
|  | ・ 理事の選任（候補者一人ずつ決議が行われいるか）【法人法63Ⅰ】 |
|  | ・ 監事の選任 【法人法63Ⅰ】 |
|  | 評議員会に出席した評議員、理事、監事、会計監査人の氏名 |
|  | 議長が存するときは、議長の氏名 |
|  | 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |
|  | ※その他、法定記載事項に該当するものがある場合、記載されているか。  「決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名」など |